



平成 20 年 12 月 5 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
クリード・オフィス投資法人
代表者名 執行役員 山中 秀哉
(コード番号：8983)

資産運用会社名

クリード・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山中 秀哉
問合せ先 取締役財務部長 砥 綿 久 喜
TEL. 03-3539-5943

金融庁による業務改善命令に関するお知らせ

クリード・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）がその資産の運用を委託する資産運用会社であるクリード・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、平成 20 年 11 月 14 日、証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告した、との検査結果を受領しておりましたが、本日、金融庁長官より、金融商品取引法第 51 条に基づく下記概要の業務改善命令を受けましたのでお知らせいたします。

なお、11 月 14 日付証券取引等監視委員会の勧告に関しては、同日付開示資料「証券取引等監視委員会による検査結果に関するお知らせ」を、また、本日付の業務改善命令の詳細に関しましては、金融庁ウェブサイト<<http://www.fsa.go.jp/>>をご参照ください。

上記 11 月 14 日付お知らせでもお伝えしておりますように、既に、本資産運用会社では、改善を図るために幾つかの対応策を導入しておりますが、今後は、金融庁と十分に協議を重ねた上で、早期に業務改善計画書を同庁宛提出し、即刻、その計画を実行に移すことで態勢の強化を図り、皆様方の信頼回復に努めてまいります所存です。

なお、業務改善計画書を金融庁に提出した際には、改めて皆様方にもお知らせ申し上げます。

このたび、本資産運用会社が、このような行政処分を受けましたことにつきましては、投資主・投資家並びに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今回の行政処分を厳正に受け止め、再発を防止するため、法令遵守の徹底と内部管理態勢の再構築・整備に真摯に取り組み信頼回復に努め、今後は、今まで以上に皆様方の信頼、期待に沿うよう全力で対応してまいります所存です。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令遵守態勢及び内部管理態勢の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営の見直しを図ること。
- (2) 投資法人の運用資産の取得・運用に際しては、適切な鑑定評価額に基づいた物件取得を行うため、不動産鑑定業者へ提供する資料の適切性及当該資料の鑑定評価への反映状況について確認等を



行う態勢を構築すること。

- (3) 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること。
- (4) 上記(1)～(3)に関する業務改善計画書を平成21年1月13日(火)までに書面で提出し、直ちに実行すること。

2. 命令の原因となる事実

『利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反』

本資産運用会社は、本投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている本投資法人の資産の運用に関し、平成18年3月、本資産運用会社の親会社等の利害関係を有する者から物件を取得するに際し、1物件について、本資産運用会社が定めるアスベストを使用している物件の取得に係る投資方針等の基準を満たすための対応を怠り、本投資法人に不要な費用の支出をさせた。また、他の1物件について、増改築工事中の賃料未収入期間を考慮することなく、本投資法人に資産を取得させるなどしていた。

本資産運用会社が本投資法人に対して行った上記行為は、「投資信託委託業者は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもって当該投資法人の運用に係る業務を遂行しなければならない」ことを定めた投資信託及び投資法人に関する法律（ただし、平成18年法律第65号による改正前のもの）第34条の2第2項に違反するものと認められる。

以 上

※ 本資料の配布先：兜町クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.creed-office.co.jp>